

- 二 監査に当たる部署は、能力評価試験業務の実施に関する規程（３で後述）において、その機能、監査の手順等を具体的に定めるとともに、定期的な書類監査及び実地監査を行うこと。
- 三 監査に当たっては、能力評価試験業務の実施に関する規程に定めたとおり能力評価試験業務が行われていることを確認し、監査結果を書面により報告するとともに、必要に応じ統括責任者に是正を勧告すること。
- 四 監査に当たる部署は、他部署等から干渉を避けるため、独立性を保つこと。

(5) 受験料

能力評価試験に係る受験料は、当該能力評価試験を運営するために必要な範囲内で合理的に算定した額であること。

実際に受験させる試験に対してのみ受験料を徴収することを原則とします。例えば、学科試験又は実技試験の一部のみを受験する者に対して、全試験を受ける場合と同額の受験料を徴収することは適当ではありません。

また、合格後に必要な経費（登録料・認定料等）を受験料に含めることも適当ではありません。

(6) 能力評価試験の実施計画等

- 一 能力評価試験を年１回以上、継続的に実施すること。
- 二 能力評価試験に係る実施計画（日程、実施場所、規模等）を策定すること。

(7) 倫理規程の策定

- 一 倫理委員会又はそれに相当するもの（以下「倫理委員会等」という。）を設置し、キャリア・コンサルタントが守るべき倫理規程を定めること。
- 二 倫理規程の履行確保を図るため、能力評価試験合格者（以下「試験合格者」という。）に対する倫理規程の周知を行うとともに、試験合格者がキャリア・コンサルタントとしての活動において倫理規程に反した行為があった場合は、適切な措置を講ずること。

(8) 合格者に対する支援

試験合格者が、継続的に適切なキャリア・コンサルティングを実施していくために、キャリア・コンサルタントとしての能力の向上に継続的に取り組んでいけるよう、必要な支援を行うこと。

試験合格者の実務現場における能力の維持・向上を図るため、例えば、以下のような支援を行うことが考えられます。

- ・ キャリア・コンサルティング実務場面において有用な相談事例やノウハウ、関係情報などを収集し、合格者に対し、提供・発信すること
- ・ 合格者の能力の維持・向上のために定期的な訓練の場を設けること
- ・ 能力評価試験運営を停止する等の事情により、合格者に対する支援（フォローアップ）が途切れることのないよう配慮すること

(9) 能力評価試験情報等の周知

- 一 能力評価試験に関する情報等の周知を行うこと。
- 二 情報の周知に当たっては、受験しようとする者が適切な能力評価試験選択を行うことができるよう、受験資格、能力評価試験の出題範囲、能力評価試験方法、日程・実施場所、受験料等に加えて、受験者の合格状況等（前回実施した能力評価試験の

受験者数、合格者数等)に関する情報を公開すること。

- 三 受験料に関する情報を公開するに当たっては、職業能力評価推進給付金の支給対象とならない費用(合格後の登録料・認定料等)について受験料と区別して周知すること。

(10) 守秘義務

能力評価試験の公正な実施を確保するため、能力評価試験業務に携わる者に対し、職務上知り得た情報(能力評価試験問題、採点基準、受験者等の情報等)に関する守秘義務を課すこと。

(11) 個人情報の取扱いについて

能力評価試験の実施によって得られた個人情報については、関連規程を設けるなど、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びその関連法令に基づき、適切な管理を行うこと。

個人情報保護方針・プライバシーポリシー等を設け、公表し、組織内に周知徹底を行うことが望ましいとされます。

2 能力評価試験内容に係る要件

試験機関が実施する能力評価試験の内容が、次の(1)から(6)までに掲げる要件すべてを満たすこと。

(1) 能力評価試験の出題範囲

別表1について、各分野・項目の重要性に配慮しつつ、万遍なくその能力を的確に評価することができるよう出題すること。

各試験機関のそれぞれの理念に基づき、出題範囲を「万遍なく」構成した上で、一定の分野について、更に深く問うことを妨げるものではありません。

(2) 能力評価試験方法

一 学科試験と実技試験を行うこと。

二 学科試験においては別表1中Ⅰ・Ⅱの知識についてその理解度を確認できるものとする。

三 学科試験における出題形式は、多肢選択式・記述式・論述式によるもの等を組み合わせ構成すること。

多肢選択式においては、正否を選ぶ問題だけでなく、穴埋め問題、組合せ問題等さまざまな出題形式から構成することが望ましいとされます。

四 実技試験における出題形式には対面式による相談支援のロールプレイを含めることとし、別表1中Ⅲ・Ⅳのスキルの習得度とあわせて、キャリア・コンサルタントとして求められる基本的な心構え、姿勢や態度についても確認できるものとする。

対面式による相談支援のロールプレイの採点基準については、その会話だけでなく、表情、傾き等の姿勢や態度も含めてください。

五 上記四に定める実技試験のみによっては別表1中Ⅲ・Ⅳのスキルの習得度を十分に確認することが困難な場合、学科試験によって確認を行うこと。

(3) 出題数及び試験時間

学科試験及び実技試験それぞれについて、適正な出題数及び試験時間を設定すること。

〔 学科試験の出題数においては、客観性の高い出題形式により 50～80 問程度を出題し、実技試験の試験時間については、少なくとも合計で 20 分以上を確保することが望ましいとされます。 〕

(4) 採点基準

- 一 学科試験及び実技試験それぞれについて、出題形式、出題数、難易度等を勘案し、適正な配点を設定すること。
- 二 学科試験における記述式又は論述式による出題、実技試験における出題等については、採点方法を明確かつ客観的なものとする。
- 三 相談支援のロールプレイについては、①傾聴ができること、②相談者の主訴・問題の把握ができること、③支援を具体的に展開できること等の観点から評価を行うこと。

(5) 合否基準

- 一 学科試験及び実技試験それぞれについて、出題形式、出題数、難易度等を勘案し、適正な合否基準を設定すること。
- 二 学科試験及び実技試験それぞれについて、いずれか一方が一定水準に達しない場合又は特定の分野における理解度・習得度が著しく低い場合は合格としないものとする。

〔 学科試験の合否基準は 70%以上とすることが望ましいとされます。 〕

(6) 受験資格

- 一 次のイ及びロの要件を満たしていることを受験資格とすること。
 - イ 社会人として 3 年以上の職業経験を有すること。
 - ロ 次の①または②のいずれかの要件を満たしていること。
 - ① キャリア・コンサルティングの実施に必要な能力を習得するための教育訓練(別表 2「キャリア・コンサルタントに係る養成モデルカリキュラム(訓練時間の目安)」相当以上のものに限る)を受けていること
 - ② 別表 2 に相当するキャリア・コンサルティングの実施に必要な能力を習得しうると認められる実務の経験を有していること
- 二 上記一ロ①に基づき、教育訓練の受講を受験資格要件とする場合には、次のイ、ロに従い、該当する教育訓練機関及び講座名称を能力評価試験業務の実施に関する規程に定めること。
 - イ 教育訓練の受講のみを受験資格要件とする場合には、能力評価試験の開放性を確保するため、1 つの教育訓練機関に限定しないこと。
 - ロ それぞれの講座において、別表 2 に照らして適切な運営が行われていることを確認すること。
- 三 学科試験及び実技試験のいずれか又は一部科目に合格した者について、次回以降の受験時に合格済みの試験又は一部科目について免除措置を講ずる場合は、免除に係る適正な有効期限を設定すること。また、免除対象については同一の試験機関が行うもののみとすること。
- 四 一定の教育訓練を受講した受験者に対し、学科試験及び実技試験のいずれか又は

一部科目について受験の免除措置を講ずる場合は、免除対象となる試験又は科目に係る分野の知識又はスキルが当該教育訓練により十分に習得されたことの確認ができること。

3 能力評価試験業務の実施に関する規程の要件

試験機関は、能力評価試験業務の適正かつ確実な実施のため、次の各号に掲げる要件を定めた試験業務の実施に関する規程（以下「試験実施規程」という。）を作成すること。試験実施規程を作成する際は、前記 1 及び 2 に掲げる要件すべてを満たすこと。

一 「能力評価試験の名称」及び能力評価試験実施主体である「試験機関」を定めること。

二 「能力評価試験実施に係る組織体制及び責任体制に関する事項」として、以下に掲げる事項について定めること。また、必要に応じて業務の運営責任者について定めること。

イ 統括責任者及びその業務の範囲

ロ 統括責任者のもとに整備した各組織の業務の範囲

ハ 各組織責任者の選任方法・任期

三 「施設・設備等に関する事項」として以下に掲げる事項について定めること。

イ 能力評価試験業務を行う施設・設備

ロ 能力評価試験業務を行う人的体制

四 「審査等に当たる者の選任に関する事項」として、審査等に当たる者について以下に掲げる事項について定めること。

イ 選任基準、選任方法

ロ 選任人数、任期

五 「試験業務の監査に関する事項」として、監査について以下に掲げる事項について定めること。

イ 役割

ロ 選任基準、選任方法

ハ 選任人数、任期

ニ 監査の具体的な手順

六 「受験料に関する事項」として、適正な受験料を定めるとともに、合格後に必要な経費等（登録料・認定料等）を要する場合は当該費用についてあわせて定めること。

七 「能力評価試験の実施計画等に関する事項」として、以下に掲げる事項について定めること。

イ 年間の能力評価試験実施回数

ロ 能力評価試験の実施時期

ハ 能力評価試験の実施場所

八 「倫理規程の策定に関する事項」として、倫理委員会の設置、その役割、構成する委員の選任基準・選任方法・人数・任期等について定めること。また、「倫理規程の改廃、履行確保にかかる措置」について明記すること。

〔 倫理規程の改廃、履行確保にかかる措置については、試験実施規程とは別に「倫理委員会規程」等を策定しても差し支えありません。 〕

九 「合格者に対する支援に関する事項」として、以下に掲げる事項について定めること。

イ 試験機関が合格者に対し実施する支援の内容